

# 関西労働者職業病No.14

関西労働者安全センター

1975.6.20 発行

大阪市北区菅柴町59日レコビル2F 岩井会内

☎06・358・2583

郵便振替口座 大阪 315742

40円

## 宝 張

今年2月、労働省は頸肩腕症候群に關して「3ヶ月治療しても治らない場合、他の原因を考へよ」と通達を出した。(基発才59号)

高度成長経済の中で日本の資本主義は高度に分業化さ

れ、巨大な情報管理とシステム社会へと再編された。その結果文明の利器コンピュータによつて、ビルの屋上から自殺せぬばならぬ女性労働者達の悲しい歴史が作り出された。5、6年の消耗品として使ひ古され、長く働くことを社会的に抹殺された女性労働者達を、

## 新通達をぶつばせ

文字通り機械の部品として榨取した結果こそが頸肩腕症候群と低賃金構造である。また今日のような不況の際には彼女達は、先に無慈悲に切り捨てられる「弱者」なのだ。

今回の通達はこうした社会状況を背景にして出されてきた。それは多発するケイ腕に對

して、その認定のワクを広げようというホトクをとりながら、その実、作業姿勢、作業量など厳しい条件を付け、認定後3ヶ月治療して治らない場合には打ち切る、患者切り捨ての通達だ。企業の利潤追求に役立つ重度の頸腕労働者の首切りを

追めようといふのである。そのために通信病院やロジエワトチムを作り、ケイ腕の原因を「組合運動のやりすぎ」とな「本人の心構え」とか言ひせて通達に取り入れ、企業医に3ヶ月治療しても治らないのは私病だと言ひせようとしているのだ。私達はこんな労働者

殺し通達を認めろわけにはいかなない。労働者のケイ腕は全て職業病であり、3ヶ月の打ち切りは断じて許さぬ。認定にしろ、打ち切りにしろ、労働者に敵対する悪徳医者や監督署を糾弾し抜いて、反動通達をみっ飛ぼしてしまおうではないか。断固闘い抜こう!!



診断よりも本人の判断を尊重する」と約束させた。この約束は、昨年からの一貫して「労働者の言う通りにせよ」と労基局を批判してきた厚いが積み重ねられたからこととれたのである。

## 医者の判断より 本人の判断を

次に5月14日、今度は医者のところへおしかけた。5月7日の約束をボイコットされた。医者は「現代医学ではあなたは症状が固定した。」「症状が固定した」と居通っていた。「あなたはその判断が打ち切りにつながら、ひいては症状悪化をもたらす。医学的判断はそうした社会的背景を

ふまえてしなければならぬ。」「責任を」と労職対は主張した。医者は「なんやなやと言いつつ私を」と、最後に「私の技術ではもうHさんを治せない。労基局へは「治す（症状固定）」ではなく「転院」とし

て報告する」と約束させた。Hさんと京滋労職対の「打ち切り」粉砕の南いは非常に価値あるものだ。認定にしろ打ち切りにしろ、医者と労基局が結託し、「医学的判断」を前面におしたててくる。だが、

## 6.1 企業医の横暴を許すな

関東通信病院科病へ労働者結果

アロジエクトチーム  
答申白紙撤回・基発所  
号改悪阻止を具体的な  
スローカンとして、6  
月1日、東京において、  
職業病を向う電通交流  
会（宮城・福島・東京  
埼玉・文京・徳島など）  
関東労災職業病共済会  
議・関西労働者安全セ  
ンター・医学連など全  
国津々浦々で労災職  
業病と闘っている労働

者・学生300名が結  
集して集会がみちとら  
れたことをまず報告し  
ておきます。続いて6  
月2日、300名の隊  
列で、心からの激しい  
怒りと固い決意をもっ  
て関東通信病院を糾弾  
し、電々公社前で抗議  
集会を勝ち取りました。  
電々公社においては  
既に運用部門（交換手）  
を中心に3200

医者よりも誰よりも本  
人と職場の仲間、労働  
者こそが労災・職業病  
のことを知っているの  
である。Hさんの斗い  
に学び、行政と医者々  
ら判断権をうばい返し  
て、「労働者の言うこと  
おりに」させていこう。

名もの頸肩腕症候群罹  
病者が発生し、4名も  
の人が「頭が鉛のよう  
に重い」といって自殺  
していきます。しかし、  
去年2月に出された関  
東通信病院アロジエク  
トチーム答申は、この  
職業病の存在すらも抹  
殺し、労働者を切り捨  
てるものです。上司に  
不満を言う者、仕事に  
不平を持つ者、人間関  
係がうまくいかない者  
が病気になる。労働条  
件が悪いのではなく、  
労働条件に適応しない

者が病気になる、とい  
った全くでたらめなも  
のです。全てを個人の  
体質や性格に帰してい  
るわけです。更に今年  
の2月になって、3ヶ  
月以上なおらなければ  
頸肩腕症候群とは認め  
ない」といった認定基  
準の改悪がなされました。  
これらは電通労働  
者のみならず、全国の  
無数の頸肩腕症候群罹  
病者に対する攻撃です。

### 職場から怒りの声

これに対して、電通  
の罹病者を中心に強い  
が盛り上がった。いまし  
た。「なまけ者」とい  
うような差別にも負け  
ず、頸肩腕症候群は相  
次ぐ合理化・マルチに  
よって引き起こされた  
職業病であることを見  
抜き、電通労働者は合  
理化と対決してきまし

た。そして、治癒は向  
いの中でするんだ、源  
をたつことではな病  
はなくならないんだと  
いうことでもとの職  
場で、もとの体をしを  
スローカンに、背面パ  
トロール粉砕、職場転  
換反対、原職奪還の向  
いをしてきました。そ  
して、今年1月2月と  
通信病院に答申白紙撤  
回を求めて、団交を要  
求してきました。いず  
れも当局は職制を動員  
してはぼんできました。  
ところが、全電通の  
組合幹部は、合理化に  
反対し、プロジェクト  
答申を批判するのでは  
なく、治療ということ  
だけを取り出して職場  
転換を公社に率先して  
行っていきます。さらに  
運用部門26000名  
の合理化を提案してい  
ます。そして、職業病  
を向う電通労働者に、

組織破壊の理由でも  
て、統制処分除名のお  
どしをかけています。  
以上のように、6月  
1日、2日の開いは、  
電々公社と、それとグ  
ルになった労働者、通  
信病院に向けてあった  
のと同時に、帝国主義  
の超過利潤に買収され  
と墮した帝国主義労働  
運動に向けてもあつた  
と言えます。労災職業  
病闘争を階級的労働運

## 電算企業に多発する頸腕

### 全金岩井計算センター支部

動としておし進め、日  
本帝国主義を打ち倒す  
まで向うのだという固  
い決意で、さらなる進  
撃が確認されました。  
通信病院との団交は勝  
ち取れなかつたという  
ものの、全国の向う労  
働者が結集したことは  
極めて大きな意義を持  
っていたと思います。  
労職研も本集会におい  
て産業界大設置阻止の  
アピールをし、さらに  
決意を固めました。

### 現在までの とりくみ

我社は昭和42年日商  
岩井電算部門の独立に  
より設立され、現在従

業員約500名を擁し、  
コンピュータ産業にお  
けるプログラムの開発、  
受託計算、ならびにコ  
ンピュータ専員、パン  
チ専員の派遣を主な業  
務としている。全社で

キーパーンチヤーは、従業員の約半数を占め、多くが大手企業の下請として出向している。

組合結成前、キーパーンチャーの多くが沖繩等の地方より低賃金で採用され、そのほとんどが納期、あるいはコンピエー夕の使用時間、左右され、当然、残業等労働密度の強化を強いられ、肉体的精神的苛酷労働を全無なくされてきた。

しかし、会社側はこのような労働条件の中にありながら、頸肩腕等の症状を訴えた者に対し、治療の保障はもちろんのこと、原因が本人の体質に起因するとか、過去のクラム活動等に因果関係をこじつけ、2年程度で使い捨て同然に首を切っていた。

昭和49年2月、労組

が結成されると同時に、我々は頸肩腕にとり組み、小委員会を設置して具体的に多くの諸権利を削り取ってきた。以下に49秋斗協定への32条数十項目からなるからの抜粋を示す。

### 適用的範囲

対象者は雇用形態を問わず、会社と雇用契約を結んだすべての従業員であり、出向社員の取扱いに關しても、その関連会社や業者に協定を承認適用させることを義務づけ、義務をおこなった場合は会社が代替するようになっている。

### 業務上・外認定

認定の判定において、使用者による業務外であるとの立証のない限り業務上であることを認めさせている。

### 企業補償

頸肩腕及びそれに類する症状が、偶発性ではなく、会社の労働強化、合理化の結果生じたものである、として、予防再発防止及び罹病者に対する治療の全責任を負うことを削り取ってきた。休業及び休業中の賃金の保障、時内通院及び時内治療の保障と費用の負担等。又、作業時間の制限。作業量の平均化。最高タツチ数の制限。時内外労働の禁止。作業環境における温度湿度、照明、騒音、換気の改善。機械施設、作業方法等の改善、等の実施も削り取ってきた。

### 医者選択の自由

医師の選抜は、診断を受ける者の意向によることとし、会社が紹介

する場合も組合の承認を必要とし、診断結果に關しても無条件にそれを認め従うことを義務づけている。

### 検診の補償

一般従業員対象の定期健康診断の他に2回の特別健康診断を行わせると共に、症状を訴える者に対する随時検診も保障し、これらに要する費用の負担も補償させている。

以上簡単に協定から抜粋したが、この他に職場点検活動の自由等の保障、労災保険に対する現認署名の敏捷なる署名も会社側に義務づけている。

### 問題点と今後 のとりくみ

前記のように一定我々は、岩井資本に對

し、職場改善、書道道及  
 経済等を開き取ったが  
 一昨の運動の中からは  
 うの肉體を粗悪した  
 ▼一つに、これは全般的  
 的に言えることである  
 友型組織から開いたこと  
 なり、それなりのこと  
 である、つまり、職業  
 競争が組織者だけの  
 開いた事になってしまつた  
 ことである、その結果  
 職場内における組織者  
 と他の労働者間に不協  
 調、あるいは緊張が起  
 られる組織の悪い交  
 渉に出し、競争者を伴  
 う職場復帰を困難とし  
 めて、これをいふ意  
 上りである、又、競争  
 者が競争者の自己存在  
 がすべてであるといふ  
 ことと相違して、競争  
 者も労働者も競争者  
 である一方、他の労働者  
 も職業者として自分の  
 存在として、これを抑  
 束する、これがあつたら

由る。  
 ▼一つに、若年婦人別  
 働者女主体をあり、資  
 本の働かりが諸業が交  
 りの中していることを  
 ある。  
 ▼一つに、コンビニ  
 ービズするたう多の幻  
 想を業界外労働者はも  
 ち多んのこと業界内  
 働者の中にも男性的に  
 今まではびこつて、  
 というところがある、  
 ▼以上の点を踏まえ、  
 我々は競争者、合業  
 労働強化という合理化  
 改革にお出された産物  
 であり、労働者の生命  
 と健康は労働者自らが  
 守るといふ原則にあり

帰リ、競争者を職業新  
 としてとらえ、すべて  
 の労働者共の肉體と  
 して扱はしむおし、強  
 弱に對する徹底した  
 教育を初め行なうこと  
 は、競争者の徹底した  
 の開き、競争者に対す  
 る徹底した教育保障の  
 開きを指し進めると其  
 に、職業病を予防的に  
 とらえ、競争者個別資本  
 にとどまることをなく、  
 元請者、國家行政に  
 對して、業界労働者  
 地域の多くの開き労働  
 者を組織し、責任正後  
 教育保障の運動を展開  
 し、受け止めならぬとい  
 考へます。

歴史は存在して、  
 労働者の労働者は、  
 そのほとんどが預流を  
 開き、組合結成の課  
 題の一つにこの職業新  
 肉體はとらえられた  
 開き、開きのペンテ  
 作業に、指、腕、首の  
 しびれ、痛み、全身的  
 な苦痛、骨の変形の重  
 症者までその数は教  
 限りなかつた。  
 アンケート調査によ  
 ると全労働者の約60  
 頸腕であつた。企業は  
 それを知つて、企業は  
 ます救済しい組合費し度  
 費をあげ、30名近くの  
 労働者、7名にまで残  
 った。だが、7名の残  
 った女性労働者は、企  
 業の弾圧に屈する中、  
 く開き続け、労働者  
 もる日本に労働者  
 に出された、労働者  
 はこの開きに力を与え

# 五名頸腕認定する人

組合費しと開き全金専務能率支部

の若くは山、ビル、  
 の若くは山、ビル、  
 の若くは山、ビル、  
 の若くは山、ビル、

# プロシエクト答申を打破

電通労働者の闘い 中電分会 吉布 充

女子を中心とした約3000人の電通労働者は、職業制預着統障害により苦しい毎日をよぎなくされていく。電々公社における預着統障害患者は、現在のには従来からある年々急激に統出している。原因は、日本帝国主義の高度成長政策と統一にした電々合理化の結果であることに間違いはありませぬ。第一歩から始まった第五次への合理化は、人間無視の利権第一主義で、機械設備にあつた作業、労働環境をくくり出していきます。このような資本の徹

底した合理化方針に対して全電通労働組合は、技術の進歩は否定できぬ。事前協議を通じて資本の意図を排除していくという職場における闘いを軽視放棄し続けてきたのです。この間、公社資本は目標管理をはじめとする全ゆる労働管理を実施してきたのです。職制による作業管理としての背面パトリール・グループ管理を強化する中で、個人生活への介入にまで及び、生理休暇の切りくずし、イヤハラを行ってきたのです。その結果が、現在おきている預着統患者の多発となり、一番弱い

部分である女子労働者に集中しているのです。私達、中電分会の労働者は、見る前に職業病問題を出し、電々合理化と闘う方針とその準備をしました。労働者が直感的に感じる職業病発生に連なる設備の撤廃と監査制度の廃止を要求して大衆集団闘争をくりひろげてきました。闘争の結果は、未だ不十分で発生源除去の視点は堅持しなからも、その第一歩をふみだしたにとどまっています。電々公社は、このような闘いが全国的に広がることを恐れて、昨年2月に出された関東通信病院プロジェクトチームの答申をフルに活用し、預着統発生は、作業に関係ない、これは個人の体質・性格に起因するものだ」と

すべての責任を労働者に転嫁してきています。私達は、このような労働者と一体となった闘いのきりくずしと分断を断固はねのけ、対面通信病院闘争を強め、業務災害認定闘争をからとるため、職場労働者と一体となった闘いを粘りづよく闘いぬく覚悟です。また、この闘いは「闘う患者会」の形成が緊急に要求されており、同時に既成の電通運動を乗りこえ突破するものとが必然となるものです。

**企業医の定数**  
**産直に協力を**  
**お願いします**  
産業医大阻止共闘隊



\*\*\*\*\*

# じん肺健診

患者問題は従来より  
 じん肺健診の徹底を希  
 望局に強く訴えていた  
 が、今回の調査でも「  
 じん肺健診がまともに  
 行われていない」とい  
 った声が多くなつた。ハ  
 患者の多くは自主健診で  
 じん肺を発見している  
 さらには、当日の調査に  
 ったのは、用務地区の  
 伯耆止釜山の元井仲造

おはちをまわされた  
 は「今回の調査では  
 このことは調査項目と  
 いで、同意してなかつた  
 ので」と、と答弁。患者  
 のため、調査のためと  
 いう理由が明確でない  
 ことが疑念を醸成した。  
 調査を担当した同志  
 社大が欠席して、責任  
 ある管弁をしなかつた  
 ことも同感である。そ  
 のために、府は再三にゆ

# すらしな

のじん肺である。丹  
 地区には、戦時中から  
 和30年頃にかけてマ  
 が、この山が、現在  
 当時その山を介して  
 いたが、死者が、近年  
 々々、じん肺で死んで  
 つていく。当地では、  
 次は、あの「なま」と  
 ウチやと、なまど、あ  
 当日は、日吉町から、  
 つけた患者は、戦時中

たつて、「そのことは  
 調査を担当した同志社  
 大に、肩が、ないとい  
 ない」といふ、という責  
 のが、れが、できたので  
 する。調査をやった以上  
 患者、関係機関に報告  
 するの、は当然だ。  
 この件に、関しては、  
 同盟から、再調査を要  
 したが、府からは、明  
 確な回答は、得られず、  
 個人への、ケン察となつた。

\*\*\*\*\*

本国のためにと、仲がさ  
 れてきた。そのために  
 じん肺にかかつたのに  
 今では、全くほつたか  
 しとは、どういうことだ  
 と、怒りをぶちまけた。  
 として、「これら、人は  
 健診も、うけてない。行  
 政責任として、じん肺  
 健診を、せよ」と、要求  
 した。府は、「じん肺健  
 診を、実施する義務を、も  
 っているのは、使用者で  
 なくて、旧職、止釜山は  
 どの、使用者が、いない  
 の、から、だ」と、答  
 へた。また、京都府は、「何  
 も、即答できない」と、迷  
 った。府も、府も、全  
 無責任に、終始した。全  
 民の、健康を、うけて、  
 じん肺健診を行つた、日吉  
 町、じみ、なら、う、が、  
 管理4でも  
 補償なし  
 今回の調査でも、うひと

つ、管理  
 4と、認定  
 ら、20名  
 保障の、補  
 い、ない、  
 する。これ  
 ら、あ、わ  
 の、人、産  
 も、ら、う  
 した。また  
 は、お、そ  
 む、は、生  
 管理、今、  
 た、か、く  
 いる、の、  
 と、患者、  
 の、た、と  
 指、番、が  
 じん肺センター  
 設立せよ  
 調査結果に、映して、以  
 上の、三、点、を、討、論、し、た、後  
 に、対、して、次の、要求、が、出



が賛成された。  
 中野アロック会館は  
 このキリを支援し、大  
 阪にも似た協賛を同窓

# じん肺協定締結を急げ

## 協定内容の充実を

去る5月21日東京府  
 協同組合(新産別令  
 下)は、年采の念願を  
 おった一じん肺協定  
 を、ほつ協定の趣意を  
 おりに認めさせ会社側  
 と締結した。

この協定は組合員五  
 の〇人で、その中には  
 かり取り、煙草、印刷  
 などの金業、絹織、名  
 い取端をゆく労働者か  
 約一三〇人いる。  
 協定では、じん肺症  
 理一から4までの通称  
 者にそれとれ、種々  
 叙件叙げらるる窓に改訂

伊藤成成のよう  
 することを協議しては  
 日全討議を繰り上げて  
 会した。

するが後付遺金に積  
 引けらるること、  
 4で協定の協定者の  
 身分をゆすまで保障す  
 るということが実現さ  
 された。勿論、協定は  
 醫の要請やその有様  
 直、じん肺症の徴候  
 なども余文化さ出、広  
 く労働者の労務を得て  
 いる。

当協定がじん肺症  
 の原因を認め、  
 協定にむけてとりこんで  
 きたのは、この協定のこ  
 とであるが、新産別令  
 下では、それに甘んずら

ある日天然蒸った事取  
 成りは一長年じゆじゆと  
 してめつり、しみこむ様  
 に体内に入つた有毒物  
 による健康破壊とい  
 がれにしても昨日ま  
 の健康体は、いま  
 はない。更にこれら  
 被災者は労組から  
 貧しい生活をしいら  
 ねている。そういつ  
 け被災者が、毎日毎  
 日まらがないなく生産  
 され増大している。く  
 り返らうが、これら  
 被災労働者は、健康な  
 労働者とは別世界に今

### 被災労働者は 団結せよ!

の所全く無縁な状況に  
 おかれては、賃上げ  
 を求め、時向短縮を  
 い、差別と叩く労働者  
 と、労働の現場で  
 倒れた労働者とな  
 このように無縁な  
 状況におかれてい  
 るという事は、  
 どういう事である  
 う。しかもその被  
 受が重大である程  
 彼は立ち上りが困  
 難だ、という矛盾  
 をみかえて、この事実  
 を放置したまま、容全  
 と健康が一人走れる  
 ものであるうか。

大、大仏、自津が締結  
 しこおり4番目である。  
 は、協定4が現案を  
 れこからでは、企業  
 体を通じてしきれ、いこ  
 とを交渉しており、そ  
 れと水の前編でこうし  
 たじん肺協定を締結す

る様に協定にゆきかけ  
 る努力をしていま、ま  
 た現在、全金日本アラ  
 ス4ツク支那の協定の  
 協定(年)をきつかけ、  
 協定のゆく、じん肺協  
 定モデルも作つてき  
 ている。協定締結にむ  
 けてがんばろう。

# 連続地域南争へ！

西の基聖糾弾へ——全金・全港

6月5日、全港青年  
岸支隊・全金港合同  
ブロッコ、大正ブロッ  
ク監督部支隊・東港  
いん師患者同協会入さ  
んら約30名で大阪西岸  
仲基聖監査署交渉を行  
なした。この日は4月  
11日国交を確認され  
上組のいん所向と塩  
回送分會南さんのいん  
協取業務向議、大港分  
會の二名の協務向議、  
銚子商事支隊久川さん  
の死に對し認定の4つ  
の困難計討議された。  
塩回送分會南さんの  
認定は4月の際、5月  
月いっぱい下す」と  
約束していたが、5月  
に一回調査に来たまま  
放置されていた。その  
理由は、現場調査した

南西岸仲生技術セ  
ター原田医師の意見が  
まにあわぬ、それも  
学会出席のためにおく  
れていこうというもので  
ある。分會は折衷研の  
松浦医師の意見書添  
えて折衷申請をしてお  
り、分會の意見書は  
不十分なのかと、内  
た忘すと言われ、そう  
い」と言いながら「  
局の専内医が見ない  
り認定できない」と言  
いはった。しかし、折  
者の話めによつて「采  
掘まで結論を出す」  
と約束させた。  
大港分會の二人の折  
衷認定については、一  
人は再発を認定と約束  
した。もう一人の折  
衷者は従属性の轉移を

ないからという理由で  
「医者の判断でさ  
かないと判断できな  
と言いつつ、山  
以前、尼崎協健協の山  
下医師が意見書を出し  
ておりながら「その意  
見は認められない」と  
して「5年に一回折衷  
になつていながら再発  
になるから」と再調査  
し決定する」と約束さ  
せた。  
銚子商事支隊久川さ  
んの折衷申請は4月1  
日に提出されたが、その  
後、1ヶ月の間も、認定も  
下さず放置してあつ  
た。その1ヶ月間に折  
衷局が調査した内容  
を聞いた上、こち  
の意見書との違いが  
いかにあるかを話  
すと「何もございませ  
ん。意見書のとおり  
す」と言いつつ、「局  
の専内医の意見を  
てから決定する」とし

か啓えなかつた。意見  
書には折衷研の足産  
師による現場と遺尿  
直からの意見があるに  
もがかわらず、それを  
認めようとしなかつた。  
「監督官は局の医者が  
折衷できないのが！  
認定できないのが！  
と怒ります。今度  
「そうではない」と  
「げらばがりはない」と  
「たが、最後にはどう  
うネをおけたのか」と  
「採掘中に結論を出す」  
と約束した。  
上組分會のいん所  
願は、以前確認した  
五項目の確認書をひと  
つひとつ検討した。す  
べて署は局に「生課に  
まかせた」といふ。ほと  
んど何ひとつとして実行  
していなかつた。それ  
に怒つた折衷者の攻撃  
に、6月中旬に行う。それ  
に全港青年参加させる





# 節節痛 節節痛

## 節節痛 節節痛

### 節節痛 節節痛

肩の  
の  
から

金給同-田中機敏支部

## 福井さんの労災認定 はみんなのもの

現在職場の中で、腰痛が横行している。とりわけ近々の製塩工場、そして管轄工場では、半最近くの仲間が、腰痛あるいは、腰痛症状を訴えている。又、腰痛の閉塞の痛みを訴える仲間も多い。

しかし残念なことに、我々の弱点としてあるのは、腰痛・肩痛・頭痛・頸痛・肩凝り・肩こり・肩がわり・外傷がたたく他人の目からは見えがわがらない。或いは「腰痛り災の現場が他人の目で現認されにくい。専ら気がいけるのが、「腰痛・肩痛・頭痛・肩凝り」という考えで、私語で処理してしまふとが、完全に治らぬというちに出動するという誤った傾向があることである。又、職場の一人一人が学習をし、完全自衛、労災認定申請を真剣に考えることなく、職場の役員、執行部に全て事務処理のようにながらせる傾向もある。

職場での労災認定申請とは、職場で起きた労災発症の原因を調査し追究し、労災認定を勝ちとってゆく自衛と同時に、職場での労災発症軽減のために、完全自衛の自衛を日替りにくり広げる事である。こうし

た自覚にもとずいた取りくみがお互に向あっている。

## 画期的な福井さんへの

### 労災認定

去る2月末日、大阪西労基連監督部は、福井さんの「両側股関節、膝関節痛」と、支部の斗いの中で、労災認定の意義として認定した。この認定の意義は、単に福井さん個人が今迄の治療・補償、退任後の補償等の面で大きな成果を勝ち取ったことにとどまらず、製塩工場で働く全員に大きな、しかも直接的成果をもたらすものである。仲間全員の労災認定、労災認定申請が「福井さんとの症状は製塩、水に作業に起因する」と認めらるる故に大きい。

又、この認定が、日本でも極めて小さいものであるだけに、我々の職場のみならず全国の同業種の労作者に与える影響は大で

ある。「認めない」とも立場とする行政と斗う地域全国の労働者に、騒動を与えるにちがいはない。

### 職場全員が成果を守り

「労災を打ち切り出動し三が

に、職場の治癒が完全でない限り、労災を打ち切り出動し三が

半年もたてたないうちに再発し、私病扱いとなる。たゞこうしたまかしを要する行政のやり口にあること多く、この成果を見つめむかし、討論・学習を求め、労災の原因に対する斗いをとりくみ、職場から一歩の労災産業病を遠ざけよう。

## 福井さんの症状と認定半年経過

○昭和41年一月、福井り災(ギックリ腰)労災認定を受ける。

○治療は断続的は痛みが癒えなくなるが、昨年位から石塚部に痛みを感じるようになる。47年11月位から石塚部、両膝関節(もも)のつけ根に痛みを感じる始まる。

○現在では二百回以上続けて実行すること不可。腰痛中を痛みの為るる4回目を覚ます。立位姿勢は十分が腰痛。イスに座る時は、一時両手で膝が痛み始める。正座は可能だが、あぐらは不可。

○昭和41年11月、福井り災(ギックリ腰)労災認定を受ける。

○昨年以後、右膝関節痛の痛みが原因が隠れていると被褥して治療。昨年には後商板ヘルニアであるという医者の診断によつて、その治療をする。

○しかし、尾崎合志外科の田島医師、尾崎オミ診療所山下医師の診断によつて、膝痛は腰痛とみて、たく別であることではじめて知る。

○田島医師の診断は右側股関節、膝関節痛であり、水庄での作業に原因のあることが明白となる。

○執行部、前記田島医師、尾崎オミ診療所、前記田島医師、尾崎オミ診療所

仰者完全センターの助言・指導のもとに労災産業病として労働基準局に認定を迫る斗いを準備する。

○41年11月7日、大阪府労働基準監督署に、労災産業病認定の申請を行う。

○日頃の労働安全行政は、独占資本と借のズイまで結んでくしているのが現実であり、又、福井さんの症状が、労災産業病として認定された例が日本全国ま、たく無い為、相当困難な斗いになることを予想し、福井さんが一ヶ月以上をかけたレポート用紙数十ページに及ぶ「報告書」へ製法現場の作業内容、水庄作業の内容の報告書を、田島、山下両医師が、かつて書いたページに及び、田島医師意見書は用書として手鏡子とが書類不備とガチャチはイヤモコを付け付けさせないようにした(福森執行委員談)上で、基準局と真正面から論争し、わたりあう体制をつくった。又、かつては認定斗争のため12、3年

認定斗争のため12、3年

はかがるであろうと腹をくくった  
○福森執行委員談

○労基局の姿勢は「労作者のいのちと健康を守る」ではなく「労災を私病におじまげ、よしんばやむをえなく認定する場合でも、資本に国にメイワリにほらない場合だけ」である。

○予想通り、大阪府労基監督官は、申請を放置し、会社の二度にわたる結論向い合せにも窓口でけってきだ。組合は二度に亘って監督署に鋭い抗議を行い、2月7日に、田中機械に来て現場検証を行うことを確約させ、実行させた。

○現在の労働安全行政の中では行政権力、企業、独占にゆ着く選任された、反動的な認定医、認定医師が存在し、この認定医師の職業性や私病性かという判断によって認定が否がが大きい左右される。

○腰痛の認定医師が悪名高き行福病院であり、この病院はかつて67年70年の労保斗争時、デモの最中後動隊の警棒で虐

殺されたデモ隊員の死に対し「同じデモ隊が殺した」という大阪府警をよう護したという名うこの反動病院である。

○組合の監督への抗議と追及の中で、この反動認定医師が行福病院は、福井さんの両側股関節、膝関節痛について奇妙なことに「医師の意見書通りであり、再検査の必要ナシ」との態度を明らかにした。

○2月末、監督署への抗議電話の後まもなくして、労基局は労災職業病の認定を福井さんに対して行った。「余りにあつけないので拍子めけした」（福井さん談）

### 労災認定獲得に際して——福井 馨美二

昨年十一月、申請書提出以来四ヶ月を過ぎて二月末に、私の病気が労災認定となりました。この間、診察治療に当って下さった医師の先生方、監督官庁との折衝にお辱折衷いたし執行部及び地域単産の幹部の方々の並々な

○文句のつけようのない「報告書」に医師意見書と、そして「支那・安全センター」と連帯した支那の戦士の労働運動の力こそが、労基局を屈服させたといえる。我々はそこに資本主義の本質的犯罪性を見いだすことが出来る。認定は、病いに苦しむ労作者のいのちと健康を守ろうとする労基局により、ここではなく、出世と自己保身の為組合との力関係に屈服した労基局」によつて為された。

○逆に言えば、力強い組織を持たない何万、何十万の仲間が反動的な行政に泣かされていく。

○現場の末端から労災斗争をまき起し、この成果を生かそう。

らめお力添えの賜と心から有難く思いますと同時に、現場の皆様、御理解と御協力の結晶の成果と存じ、この紙面をおかり致し厚く御礼申上げる次第でございます。

慢性化した疾病に対する労災認

真に至難なことであるだけに、この成果は今日も尚、産婦、婦、要病、症、等々を苦しむ常態中、講中のゆく仲胞や、着在的な病状の中、ゆく仲胞の人達に、一糸の光陰らしきものを見出すこと、

との役割があるとするは、極めて大きな意義をもつものであります。この権利を如何に、生産に健康回復に生かすかが、残された課題となることは言うまでもないことであり、ます。取端の仲

同の皆様のより一層の御鞭撻と御指導をお願いいたします。同時に、日常生産活動の中で、安全作業を如何に私達の主体的意識で進化し、生命と生活を守り拓くかを、痛感する次第であります。専

後の処理も大口なことは、専ら生産活動そのものが常に危険との対峙であること、を再認識し、導前に危険から生命を守り、病く自覚意識こそ大尊であると考へます。

組織活動も生産活動も、健康であることが大切なことは言うまでもありません。此の立場の中に得た数々の体験を何らかの形

で運動のゆび生かしていける様、に努力したいものなと考えてい

# 同いんを振あげよう

福本林博

労災職業に対する資本側の姿勢は、大企業の無災宣言録の「つくられた達成経過」を見れば、わかるように、労災を私病にし、職業病を労働者の体質に原因転嫁し、企業責任を回避し、安全作業・環境改善に対する投資を利潤本位の生産面に活用する。これは、利潤追求には労働者を犠牲にすることは勿論のこと、被災者を行政官庁の反動行政と軌を一にして認定しない方向が一貫して行われている。

二小らの体制を打破し、被災者を救済し、安全対策に投資させるには、労災職業病の認定闘争を勝利すると共に、予防闘争へと発展させなければならぬ。その為には、まず第一は、労働者自身の労災職業病に対する認識を固いとる組織の確立が基盤である。そして、労働者の立場にあると

ます。取端の者達、本堂に有難うございました。

共に意欲的に専門知識を用い、反映させる医師・専門家集団の協力が必要になり、行政機構からの専門技術攻撃に對抗する為にも、結集をよびかけなければならぬ。

今回の両側股関節・膝関節部痛を労災職業病として認定させた成果は、同業種で働く仲間の労災に対する認識は勿論のこと、異種業務同症状に悩む労働者に与える好影響、そして資本側の姿勢、行政官庁での指導方針の変更を余儀なくさせる効果、断念と現場調査での罹病原因を立証し、反論の余地を無くする体制づくりがこの認定闘争の勝利につなげたのである。これには日常の労働運動を通じて、戦術的な組織力が背景としてある事は言うまでもない。

痛を労災職業病として認定させた成果は、同業種で働く仲間の労災に対する認識は勿論のこと、異種業務同症状に悩む労働者に与える好影響、そして資本側の姿勢、行政官庁での指導方針の変更を余儀なくさせる効果、断念と現場調査での罹病原因を立証し、反論の余地を無くする体制づくりがこの認定闘争の勝利につなげたのである。これには日常の労働運動を通じて、戦術的な組織力が背景としてある事は言うまでもない。

痛を労災職業病として認定させた成果は、同業種で働く仲間の労災に対する認識は勿論のこと、異種業務同症状に悩む労働者に与える好影響、そして資本側の姿勢、行政官庁での指導方針の変更を余儀なくさせる効果、断念と現場調査での罹病原因を立証し、反論の余地を無くする体制づくりがこの認定闘争の勝利につなげたのである。これには日常の労働運動を通じて、戦術的な組織力が背景としてある事は言うまでもない。

痛を労災職業病として認定させた成果は、同業種で働く仲間の労災に対する認識は勿論のこと、異種業務同症状に悩む労働者に与える好影響、そして資本側の姿勢、行政官庁での指導方針の変更を余儀なくさせる効果、断念と現場調査での罹病原因を立証し、反論の余地を無くする体制づくりがこの認定闘争の勝利につなげたのである。これには日常の労働運動を通じて、戦術的な組織力が背景としてある事は言うまでもない。

痛を労災職業病として認定させた成果は、同業種で働く仲間の労災に対する認識は勿論のこと、異種業務同症状に悩む労働者に与える好影響、そして資本側の姿勢、行政官庁での指導方針の変更を余儀なくさせる効果、断念と現場調査での罹病原因を立証し、反論の余地を無くする体制づくりがこの認定闘争の勝利につなげたのである。これには日常の労働運動を通じて、戦術的な組織力が背景としてある事は言うまでもない。

痛を労災職業病として認定させた成果は、同業種で働く仲間の労災に対する認識は勿論のこと、異種業務同症状に悩む労働者に与える好影響、そして資本側の姿勢、行政官庁での指導方針の変更を余儀なくさせる効果、断念と現場調査での罹病原因を立証し、反論の余地を無くする体制づくりがこの認定闘争の勝利につなげたのである。これには日常の労働運動を通じて、戦術的な組織力が背景としてある事は言うまでもない。

節・足関節)は、程度の差こそあれ変形性関節症の像を示しており、当然、股関節にも同様の變化が、例え無痛性壊死を来さなかつたとしても生じているであらうことは疑いなくと思われ

結語

従つて、本患者の訴える兩股関節部、兩膝関節部痛は業務起因性と考ふるのが妥当でありま

。合志外科病院 田島 隆興  
。阪神医療生協中三診療所 山下 五郎

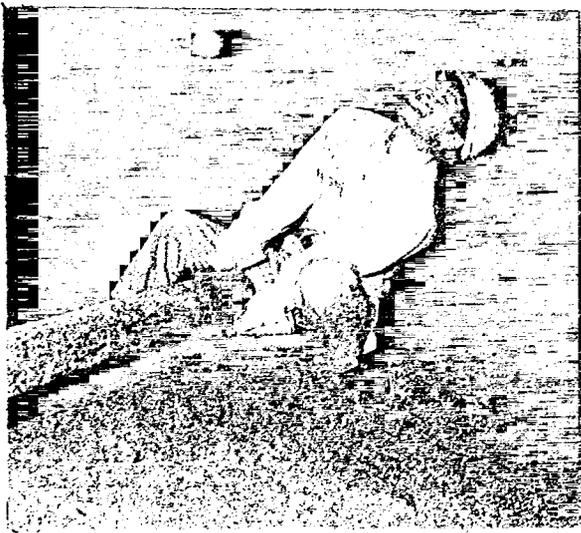
★病歴 (要約)

- (1) 負傷時の状況  
昭和41年の、階梯発症時状況
  - (2) 治療
  - (3) 労災認定：階梯の認定
  - (4) 再発
  - (5) 慢性化
- 以後47年4月中旬まで右膝の疼痛は続き、痛みが激しくなる節度定時後の通院治療を続けた。尚、負傷以来作業中に物をもちあげる場合、痛みをなほうため中

階梯で両肘を両大腿部にあてて持ち上げるようになったため、膝に余計の負担がなかり、45年頃から白常作業で少しずつ右膝に痛みを覚えるようになった。47年中頃、右膝に激痛を感じ、休業治療。休業後、膝の痛みは進行したが、階梯が直れば膝も直るだろう、と階梯治療を続け、時々47年11月には膝に激痛を感じ、47年11月に休業治療した。が作業を続ければ痛みは徐々に激しくなり、休業、出勤、定時後通院治療をくり返した。この間何人々の医師の診察をうけた。主治、坐薬で作業中の痛みはいくらかやわらうが、薬をやめると痛みはやはり激しくなってくる。医師の診察は、現時点で人工関節の手術をするのは適当でないのでは、これ以上悪化させないために、職種を軽作業に変える必要がある」といわれて

★作業内容説明

・製缶職場の職場編成と作業時  
向



一 福井さんの作業内容

- ・製缶作業の職種(現寸工・加工工・組立工・機械工)
- ・加工工の作業量
- ・加工工の各作業の説明
- ・木圧機を使用する作業
- ・木圧機作業及びその他の作業
- ・木圧機作業を要する点
- ・福井さんは年中機械入社後切断工として19年6ヶ月働いてる。

# 資料

労基署に提出した書類（医師の意見書、職歴・病歴への本人による）、作業内容説明の抜粋、要約を以下に示します。

## ★医師意見書

- (1) 主訴
- (2) 職業歴
- (3) 家族歴
- (4) 生活歴
- (5) 既往症
- (6) 現病歴
- (7) 現症状
- (8) 諸検査の結果
- (9) レントゲン所見
- (10) 考察

略

以上(1)〜(9)に述べたことによつて、本人の訴えていた両股関節痛、両膝関節痛は、臨床診断では、両側変形性股関節症に由来するものと明白だと思われ、果するに、痛みの痛み、両大腿骨内果部の痛みは、変形性股関節症に特有の痛みであることは能く知られてはいる通りであります。

又、現病歴は変形性股関節症の典型的な経過を示しており、す。諸検査上も異常なく、リウマチ性疾患は否定でき、過去の生活歴・病歴から骨折は認められず、先天性の疾患はレントゲン所見より容易に否定し得るものと思われ、この変形性股関節症が何から発生してきたかを考える時、レントゲン所見上からすると、両大腿骨頭無蓋性壊死に続発したものと考えるのが最も妥当であるように思われます。

現在の医学上の定説では、大腿骨頭の無蓋性壊死を来すと考へられる諸要因は①ステロイド剤の長期使用②過飲酒③潜水病④動脈硬化症⑤骨折⑥脂肪栓塞等と考へられていますが、この患者についてはこれらの点に認められず、他の原因に求める他ありません。

この患者が15年間に亘り、製缶作業に従事し、重量物運搬作業を行ってきたという事は、ただ単に大腿骨頭に負荷が長期向々たつたばかりでなく、自己

意見書の貼付写真にあるような拘束股位（シヤタミ姿勢、中腰姿勢、前屈姿勢）での重量物運搬は、股関節の屈曲位において重量物を支持するため、股関節周囲の支持筋群が大腿骨頭を強く臼蓋へ押しつけねばならぬ事を意味します。

それは直立位での重量物の支持に比して、おそらく数倍の負荷として骨頭に加わつたであろうと思われ、更にシヤタミ姿勢での重量物運搬や調節移動は、股関節が100°屈曲位での作業のため、股関節包の内、特に後面の関節包の伸展を過度に強要します。その時後面の関節包を貫いて走る内側回旋動脈を圧迫し、大腿骨頭への血流を減少せしめ、更にそういう無理な状態が10数年間に亘つてくり返される時は、当然関節包の肥厚を伴う器質的変化と、その中の動脈壁の進行性変化を伴うと考へることが妥当であると思われ、改めて述べるまでもなく本患者の重量支持組織（腰椎・膝関



# 三池労組を訪れて

北坂地区評労災職業病対策会議 豊田正義

5月31日より6月1日にかけ、北坂地区より25名の労組代表が三池炭鉱を訪れ、三池労組・主婦会と交流を行った。参加労組・団体、国鉄労組新幹線支部保線所分会・全国金属労組村上製作所支部・同西島製作所支部・高槻市交通労組・総評全国一般大卒銘板分会・同サングロス分会・高槻市職員労組・京都大学安全センター・対策会議事務局)

## 労災斗争の原点

### 「三池」を求めて

5月31日午後2時10分、大牟田取着、執行委員の方々7名の迎えをうけ、本所支部組合事務所にて夕刻まで三池闘争の現状と歴史につき説明をうけ、夕より全員が分散して各社宅の

労組員宅にて地域労働者、主婦と交流、翌6月1日より本所支部にて総括会議、昼前に三池労組本部を訪向、午後1時すぎの列車にて帰阪するという強行スケジュールであったが、この2日間の交流を通じてえた三池闘争の印象と問題につき若干ふれてみたいと思う。

まず、我々が三池労組を訪向するにいたった契機は、北坂地区の結成の動機をなしたのは12年前の三池大災害と、その後三池労組と主婦会の命を守る闘いであり、いわば、労災職業病闘争の原点として三池闘争をとらえていたゆえにその考之の再確認を意図したものであり、次に、右傾化のテンボをはやめる日本労働運動主流によって、もはや「過去の光輝ある斗い」として運動史の中に整理されよ

うとして、現地労働者主婦による三池の闘争を中心とした三井独占への闘いに肌をふれ、同時に現在大阪の地において、或いは全関西的に展開されつつある「災害源除去」をめぐる労災職業病闘争をおして、三池闘争との連帯と共闘の途をみきわめんことを目的としたのであった。

## あらためて知る、

### 三井の支配

文牟田の現地を訪れ、改めて驚くことは三井独占資本権力の強大さである。文牟田・熊尾市の老人たちは今も三井独占をさして「三井さん」と呼ぶ。それは三井への尊敬の意味ではなく、領主にたいする領民の畏敬の情をあらわしている。

とにたくやたらと三井の二文字が列車が文牟田に近づくにつれて目に入り、文牟田市内では正に三井の氾濫である。それもその筈である、文牟田・熊尾の土地の半は今も三井独占が所有

している。山手では大谷社宅を、はじめ社宅をとりつゞし、東洋一といわれる広大なドリムランドやゴルフ場を建設されてい

る。民間企業はもとより、自治体国家権力の持つて三井の息のみならぬどころはない。例をあげると現在進行中のCの裁判の裁判官で、「生ける屍」といわれた宮嶋さんの臨床調査を家族Cの患者の「せめて宮嶋さんの息のある中に」Cの中毒の最も悲惨な実態を見てほしい」との要望をうけいれて行なった裁判官は早々と沖繩にとばされた。過去、三池大災害が人災であり、三井を殺人罪で告訴した遺族の訴えを聴取し、書面作成にあたりた検事も又、日をみずして配転をくらうている。

三井の権力ぶりをしめすものとして昨年、3名の労働者が二組より一組に復帰しようとしたその後の経過がある。3名とその家族に對してありとあらゆる圧力が加えられ、1名の主婦はついに自殺に追いやられたとい

う。  
明治のはじめ、明治政府より三井鉱山の払い下げをうけ、囚人労働者を酷使し、殺し続けることによつて巨万の富を得、三池を根柢にしてわが国フルジョアジの中枢のしあがた三井独占の人民支配の機構は今日にいたるも生きつづけてい

### 笑いの止まらない三井資本

#### 合理化は完成まぢな

とをまず痛感したのである。  
三池は今、活況を呈している。活況といつても勿論それは三井資本にとつてである。

私は31日の夜、SさんというCの中毒の患者さんの家で一泊させてもらった。そして翌朝昨夜遅くまで交流会の場でのんだ「焼酎」がのこる頭をみみえて「Sさんが案内してくれるままに三池港をとりまく防潮堤を散策した。(この長大な防潮堤も私産としての三井独占のものであるにもみみわらず、すべて福岡県の財政によつて賄われたと

いう)

丁度、5000トン級の外国の貨物船2隻が港に隣接しつあつた。Sさんは「あの程度の船が2隻入りますと、塔の石炭をつみまますけん、一日の出炭量かもはや追いつきません。三井は今、笑いがとまらないですたい」と、ボソツと話しかけてきた。

揺つても揺つても足りぬ石炭、そういえば夕刻の石炭置場をまわつたが貯炭量は0であつた。そして今一つ、三池にはボク山がない。ボク山は三池港の拡張のための理立用に使われいる。有明海には人工島やボリリング基地が我が者顔に林立している。

かつて三井資本は、三池炭鉱の最終的な合理化目標として、在籍労働者 3000人、一日出炭量 2万トンをみみげ、三池労働者を生産才一主義の殺人労働に追いこんだ。

そしてこの合理化計画は今、完成目前にある。50年3月現在の労働者数 4973人へ33年 13808人、月当り出炭量 501705トンへ33年 14



